

千葉県告示第 398 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため地縁による団体として次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 16 日

千葉市長 熊谷 俊人

1 名称

山王町東自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等の区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 自主防災・防犯パトロールの実施
- (5) 会員の親睦に関する事

3 区域

本会の区域は、千葉県稲毛区山王町 1 番地から 80 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、千葉県稲毛区山王町 146 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

氏名 寺田 時雄

住所 千葉県稲毛区山王町 10-22

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

無

8 認可年月日

平成 3 0 年 5 月 1 6 日